

# 令和2年度

## 包括外部監査結果の報告書

### 【概要版】

<テーマ>

農林水産行政における財務に関する事務の執行等について

令和3年2月



## 1 外部監査の概要

### (1) 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び姫路市外部監査条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

### (2) 監査のテーマ

農林水産行政における財務に関する事務の執行等について

### (3) 監査のテーマの選定理由

姫路市においては、長期的な展望の下、総合的かつ計画的な都市づくりを進めるための指針として、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」が策定されているところであり、今年度は当該計画の最終年度となっている。

当該総合計画においては、4つの基本目標及び当該目標を実現するための15の基本的政策が掲げられている。このうち、「基本目標2 風格と活力ある 歴史文化・産業都市」を実現するための「基本的政策1 産業の振興」に関する諸政策の一つとして、「地域資源を活かした農林水産業の振興」が掲げられている。これに加えて、農林水産業は、当該総合計画における3つの「新しい都市づくりの基本理念」の中の「自然との共生」や、「都市づくりの目標」の4つの「実現のための基本目標」の一つである「自然豊かで快適な 環境・利便都市」とも深い関係があると考えられる。

また、姫路市は、平成18年の市町合併により、海、山、川の地域資源が増加し、市域全体の地域資源が持つ自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の形成など、多面的な機能が大きく充実した。このように多様な地域資源を活かして「地産地消」を推進するため、農林水産業の振興の必要性は増しているといえる。加えて、姫路市の農林水産業が、持続可能で魅力とやりがいのある産業となるためには、地域資源が持つ多面的な機能の活用と保全に努めるとともに、計画的な農林水産業の振興が必要となっている。

このような観点から、姫路市の農林水産行政に関連する部門における財務に関する事務の執行及びその経営に係る事業の管理を市役所外部の視点から監査することは、市民にとって有意義であると判断し、テーマとして選定した。

### (4) 包括外部監査人と補助者

#### 【包括外部監査人】

公認会計士 山本 康善

#### 【補助者】

公認会計士 道幸 尚志 公認会計士 竹川 正剛

公認会計士 山本 賢志 公認会計士 合田 幹孝

公認会計士 高谷 俊祐 公認会計士 田村 俊雄

弁護士 太田 悠子

## (5) 監査対象部署

産業局農林水産部の各課、出先機関及び農業委員会

## (6) 監査の視点

- ① 財務に関する事務の執行等が、法令及び条例に準拠して行われているか。
- ② 事務の執行等が、姫路市の規則、要綱等に準拠して行われているか。
- ③ 各事業が、経済的・効率的に行われているか。
- ④ 各事業が、目的としている成果または効果をあげているか。
- ⑤ 資産が、適正な管理がなされ、有効に利用されているか。
- ⑥ 施設の管理運営が、経済的・効率的に行われているか。

## (7) 外部監査の主な手続

関係書類の閲覧、責任者及び担当者への質問、関連法規並びに条例及び規則等との照合、事務事業等の執行の準拠性の検討、その他監査人が必要と判断した手続きを実施した。

## 2 監査の「結果」及び「意見」(全般)

「結果」＝ 是正・改善を求める事項

「意見」＝ 改善について検討を求める事項

### (1) 「結果」及び「意見」の件数(部署別)

部署	結果(件数)	意見(件数)
農政総務課(第4章)	12	25
水産漁港課(第5章)	7	11
農林整備課(第6章)	4	24
北部農林事務所(第7章)	2	16
農業振興センター(第8章)	—	5
農業委員会(第9章)	2	4
計	27	85

### (2) 「結果」及び「意見」の件数(分類別)

「結果」及び「意見」を、次表のとおり4つの「類型」に分類し、集計した。

「類型」の区分	結果(件数)	意見(件数)
①業務委託契約及び工事契約について	4	13
②補助金等について	4	17
③公の施設の管理運営及び指定管理者制度について	14	35
④財産等の管理、事務の執行その他について	5	20
計	27	85

「類型」別の内訳は、以下のとおりである。表中の「章」・「節」は、報告書の見出しである。

① 業務委託契約及び工事契約について			
整理番号	監査結果及び意見	章	節
<b>◆契約の業務プロセス等に関するもの</b>			
結果 5-1	くるまえば等種苗中間育成事業の業務日誌の記載事項について	5	1
結果 5-2	漁業体感学習事業業務委託契約に係る消費税等の表記について	5	1
意見 5-2	アサリ稚貝養殖実験業務委託契約の見積書について	5	1
意見 6-17	農林整備課の所管する工事の設計・施工管理を北部農林事務所へ依頼した事例について	6	2
意見 6-18			
意見 6-20	自然公園管理業務委託の見積書について	6	2
意見 7-1	地籍調査における認証請求の遅延について	7	1
<b>◆契約の変更に関するもの</b>			
意見 6-2	工事契約の変更について（農地等保全管理、農業生産基盤の整備及び農山漁村の生活環境整備）	6	1
意見 6-19	工事契約の変更について（林業の振興及び森林の保全整備）	6	2
<b>◆予定価格等に関するもの</b>			
意見 6-3	契約変更により設計金額が1千万円以上となった工事について	6	1
意見 7-2	森林病虫害被害木景観伐倒処理業務委託に係る予定価格について	7	1
<b>◆一者随意契約に関するもの</b>			
結果 6-2	藤ノ木山自然公園の用地に係る土地賃貸借契約及び業務委託契約について	6	2
結果 6-3	牧野自然公園の用地に係る土地賃貸借契約及び業務委託契約について	6	2
意見 6-6	藤ノ木山自然公園の用地に係る土地賃貸借契約及び業務委託契約について	6	2
意見 6-7			
意見 6-8	牧野自然公園の用地に係る土地賃貸借契約及び業務委託契約について	6	2
意見 6-9			

② 補助金等について			
整理番号	監査結果及び意見	章	節
<b>◆交付要綱・要領の整備に関するもの</b>			
結果 4-1	地域農業生産総合振興対策事業における補助金に係る処分制限期間の管理について	4	1
結果 4-2	地域農業生産総合振興対策事業における補助金の補助対象経費の範囲について	4	1
結果 4-3	集落営農法人機械更新支援事業補助金交付要綱における姫路市長の氏名の誤りについて	4	1

意見 4-1	地域農業生産総合振興対策事業における補助金の補助対象経費の範囲について	4	1
意見 6-4 意見 6-5	市単独土地改良助成事業に係る補助金交付について	6	1
意見 6-12	姫路市森林補助金交付要綱の一部改正について	6	2
意見 6-13	条件不利地間伐推進事業実施地の管理に関する誓約書について	6	2
意見 6-21	鳥獣害防止総合対策関係補助金交付要綱の改正について	6	3
<b>◆交付事務に関するもの</b>			
結果 7-1	条件不利地間伐推進事業補助金に係る条件不利地間伐推進事業実施地の管理に関する誓約書について	7	1
意見 4-2	集落営農法人機械更新支援事業補助金の対象となる機械の買換えについて	4	1
意見 5-1	姫路栽培漁業センター改善整備事業補助金に係る消費税等の取扱いについて	5	1
意見 6-22 意見 6-23	狩猟体験会開催支援補助金の事務処理について	6	3
<b>◆姫路市が構成員となっている任意団体等への補助金等に関するもの</b>			
意見 4-4	姫路市農林漁業まつり実行委員会に対する負担金について	4	1
意見 5-3	網干かき祭り実行委員会負担金の歳出科目について	5	1
意見 5-4	網干かき祭り実行委員会に対する負担額について	5	1
意見 5-5	網干かき祭り実行委員会の繰越金の取扱いについて	5	1
意見 6-14	姫路市森林・林業体験フェア実行委員会負担金について	6	2
意見 6-15 意見 6-16	姫路市職員による姫路市森林・林業体験フェア実行委員会事務局の事務の執行等について	6	2
意見 6-24	姫路市職員による姫路市鳥獣害防止対策協議会の事務の執行について	6	3

<b>③ 公の施設の管理運営及び指定管理者制度について</b>			
整理番号	監査結果及び意見	章	節
<b>◆使用許可・目的外使用許可に関するもの</b>			
結果 4-4	農家レストラン「夢工房」(自主事業)の目的外使用許可申請について(夢さき夢のさと)	4	2
結果 4-6	使用許可申請手続について(夢さき夢のさと)	4	2
結果 4-8	農産物直売所における使用許可について(はやしだ交流センター)	4	2
意見 4-6	管理棟研修室の事務所使用について(石倉峯相の里)	4	2
意見 4-12	キャンプ場内にある調理場・トイレについて(夢さき夢のさと)	4	2

◆施設や事業の形態に関するもの			
結果 4-7	談話室におけるカイロサービス事業について（はやしだ交流センター）	4	2
意見 4-7	公の施設と民間施設の混在について（石倉峯相の里）	4	2
意見 4-8	「そば打ち体験」の自主事業について（夢さき夢のさと）	4	2
意見 4-11	農産物処理加工室の利用状況について（夢さき夢のさと）	4	2
意見 4-18	チャレンジ農園区画（栽培講習付き農園：露地区画及びハウス区画）について（林田チャレンジ農園）	4	2
意見 4-22	指定管理者制度導入のメリットについて（仁色ふるさと農園）	4	2
意見 7-8	指定管理者制度導入のメリットについて（竹取の郷）	7	2
意見 7-12	指定管理者制度導入のメリットについて（荒木の郷）	7	2
◆施設の利用状況に関するもの			
意見 4-9	研修室の利用状況について（夢さき夢のさと）	4	2
意見 4-10	農産物処理加工室の利用状況について（夢さき夢のさと）	4	2
意見 4-15	調理実習室の利用状況について（はやしだ交流センター）	4	2
意見 5-11	遊漁センターの利用促進について（遊漁センター）	5	2
◆施設の使用料に関するもの			
結果 4-5	農家レストラン「夢工房」（自主事業）の目的外使用許可申請について（夢さき夢のさと）	4	2
結果 4-9	農産物直売所における使用許可について（はやしだ交流センター）	4	2
意見 4-17	林田チャレンジ農園の使用料の規定について	4	2
意見 4-25	プランター農園の使用料の決定方法について（南恒屋ふれあい農園）	4	2
◆指定管理者の公募に関するもの			
意見 5-8	指定管理者の公募について（遊漁センター）	5	2
◆業務報告等に関するもの			
結果 4-10	清掃作業報告書の提出について（南恒屋ふれあい農園）	4	2
結果 4-11	自動販売機設置の自主事業に係る自主事業実施報告書及び自主事業収支状況報告書の提出について（南恒屋ふれあい農園）	4	2
結果 4-12	コスモスまつり模擬店出店のイベント事業計画書及びイベント事業報告書の提出遅れについて（南恒屋ふれあい農園）	4	2
意見 4-5	月例報告の報告様式について（石倉峯相の里）	4	2
意見 4-14	月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」について（夢さき夢のさと）	4	2
意見 4-16	物販事業に係る自主事業収支状況報告書について（はやしだ交流センター）	4	2
意見 4-19	清掃作業報告書について（仁色ふるさと農園）	4	2
意見 4-20	月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」について（仁色ふるさと農園）	4	2

意見 4-21	決算書類の提出について（仁色ふるさと農園）	4	2
意見 4-23	月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」について（南恒屋ふれあい農園）	4	2
意見 4-24	指定管理料収支状況報告書及び決算書類の提出について（南恒屋ふれあい農園）	4	2
意見 7-9	財務状況の把握について（竹取の郷）	7	2
意見 7-13	財務状況の把握について（荒木の郷）	7	2
<b>◆施設の財産や備品等の管理に関するもの</b>			
結果 5-3 結果 5-4 結果 5-5 結果 5-6	遊漁センターの備品の管理について	5	2
意見 4-13	キャンプ場の大型テントについて（夢さき夢のさと）	4	2
意見 5-6	遊漁センターの安全対策備品の保管について	5	2
意見 5-7	現金管理について（遊漁センター）	5	2
意見 5-9	施設の修繕について（遊漁センター）	5	2
意見 5-10	施設の修繕費の管理について（遊漁センター）	5	2
意見 7-7	公有財産の台帳管理について（竹取の郷）	7	2
意見 7-11	公有財産の台帳管理について（荒木の郷）	7	2
<b>◆指定管理者の事務処理に関するもの</b>			
結果 5-7	領収書の管理について（遊漁センター）	5	2
意見 7-6	『竹取の郷』使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿』について	7	2
意見 7-10	『荒木の郷』使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿』について	7	2

<b>④ 財産等の管理、事務の執行その他について</b>			
整理番号	監査結果及び意見	章	節
<b>◆財産の管理に関するもの</b>			
意見 4-3	姫路市地域農業再生協議会職員の市庁舎の使用について	4	1
意見 6-11	市有林について	6	2
意見 8-3	自動販売機設置に伴う施設使用料について（農業振興センター）	8	—
意見 8-4	太陽光発電システムについて（農業振興センター）	8	—
<b>◆備品の管理に関するもの</b>			
結果 7-2	備品の貸付けについて（北部農林事務所）	7	1
意見 7-3	備品の貸付けについて（北部農林事務所）	7	1
意見 8-1	備品の管理について（農業振興センター）	8	—
意見 8-2	薬品庫管理簿について（農業振興センター）	8	—



意見 8-5	物品の貸与について（農業振興センター）	8	—
<b>◆情報システムの運用に関するもの</b>			
結果 6-1	文書管理システムにおける決裁後の処理について（農地等保全管理、農業生産基盤の整備及び農山漁村の生活環境整備）	6	1
結果 6-4	文書管理システムにおける決裁後の処理について（林業の振興及び森林の保全整備）	6	2
意見 6-1	文書管理システムにおける決裁後の処理について（農地等保全管理、農業生産基盤の整備及び農山漁村の生活環境整備）	6	1
意見 6-10	文書管理システムにおける決裁後の処理について（林業の振興及び森林の保全整備）	6	2
意見 7-14	姫路市のホームページにおける北部農山村地域活性化構想の公開について	7	3
<b>◆出先機関における事務の執行に関するもの</b>			
意見 7-4 意見 7-5	鳥獣被害防止に関する事務処理について	7	1
意見 7-15 意見 7-16	北部農林事務所の歳出予算等について	7	4
<b>◆農業委員会における事務の執行に関するもの</b>			
結果 9-1	市長の権限に属する事務の委任又は補助執行に関する協議書などの作成について	9	—
結果 9-2	農業委員会の定員不足について	9	—
意見 9-1	市長の権限に属する事務の委任又は補助執行に関する協議書などの作成について	9	—
意見 9-2	農業委員会の総会の傍聴について	9	—
意見 9-3	農地法第 18 条第 6 項に基づく合意解約の通知書について	9	—
意見 9-4	農地台帳に登載されていない農地について	9	—

### 3 監査の「結果」及び「意見」の一覧（所属別）

※「区分」について

- 「契」＝ 業務委託契約及び工事契約に関する個別監査結果及び意見
- 「補」＝ 補助金等に関する個別監査結果及び意見
- 「施」＝ 公の施設の管理運営に及び指定管理者制度に関する個別監査結果及び意見
- 「財」＝ 財産等の管理、事務の執行その他に関する個別監査結果及び意見

#### (1) 農政総務課（第 4 章）

##### ア 「結果」

整理番号	内 容	区分
結果 4-1	園芸・畜産生産拡大による新規就農者の早期経営安定事業補助金について、交付要綱に処分制限期間に関する条項を定めるとともに、同要綱において補助対象者に財産管理台帳の作成を義務づけ、処分制限期間を管理できるようにする必要がある。また、集落営農法人機械更新支援事業補助金について、交付要綱に処分制限期間に関する条項を定める必要がある。	補
結果 4-2	園芸・畜産生産拡大による新規就農者の早期経営安定事業補助金及び集落営農法人機械更新支援事業補助金の補助対象経費について、補助対象者が機械や設備等を取得する際に支払う付随費用をどこまで含めるのかについても交付要綱で明確に定めることが必要である。	補
結果 4-3	集落営農法人機械更新支援事業補助金交付要綱の制定者である姫路市長の名前が誤っているため、市長の氏名について修正するための手続きを直ちに行うべきである。また、今後は、補助金交付要綱のような重要な文書における事項に誤りが発生しないよう、決裁書およびその添付書類（当然に要綱案も含まれる）の内容の確認を、今まで以上に徹底して行う必要がある。	補
結果 4-4 結果 4-5	夢さき夢のさとでは、屋外の中庭においても自主事業が行われている状況であるので、指定管理者は、中庭についても目的外使用許可を受ける必要がある（4-4）。この場合、市は中庭部分も目的外使用料の算定対象に含める必要がある（4-5）。	施
結果 4-6	夢さき夢のさとの指定管理者がホームページにおいて示しているコテージ等の使用申込の手続きは、姫路市夢さき夢のさと条例施行規則で定められた使用許可申請手続とは期間や方法が違っている。市は、指定管理者に同規則に従った使用許可申請手続を行うよう指導する必要がある。あるいは、指定管理者の使用許可申請方法を認めるならば、同規則を改正する必要がある。	施
結果 4-7	はやしだ交流センターの指定管理者は、自主事業として、温浴施設の建物に併設された談話室において、カイロサービス事業を行っている。談話室は、専門施術師によるカイロサービス事業以外の利用実績がなくカイロサービス事業専用の部屋になってしまっており、施設の平等な利用の確保が図られているとは言えず、改善が必要である。	施
結果 4-8 結果 4-9	はやしだ交流センターの指定管理者は、農産物直売所における受託販売及び仕入販売で、目的使用に当たるものは、使用許可手続（使用許可申請の受付及び使用許可など）を行い、目的外使用に当たるものは、市に対し、目的外使用許可申請を行う必要がある（4-8）。農産物直売所について目的外使用を許可する場合、目的外使用料の算定対象にその許可部分を含める必要がある（4-9）。	施
結果 4-10	南恒屋ふれあい農園の指定管理者は、清掃作業に関する報告を行っていない。業務仕様書に従っておらず、市は改善指導する必要がある。	施
結果 4-11	南恒屋ふれあい農園における自動販売機設置に係る自主事業について、自主事業実施報告書及び自主事業収支状況報告書が提出されておらず、業務仕様書に従っていないため、市は改善指導する必要がある。	施

整理番号	内 容	区分
結果 4-12	南恒屋ふれあい農園における令和元年度のコスモスまつり模擬店出店の自主事業については、イベント事業計画書及びイベント事業報告書が業務仕様書に定められた提出期限までに提出されておらず、市は改善指導する必要がある。	施

## イ 「意見」

整理番号	内 容	区分
意見 4-1	法人化促進総合対策事業補助金は、県の施策で実施する補助金制度として県の要綱が作成されているため、姫路市として独自の交付要綱を制定していないが、県と密に連携を取り、県の運用について担当者が適切に把握することが望まれる。	補
意見 4-2	集落営農法人機械更新支援事業補助金について、継続して使用することができなくなったため廃棄する予定の農業機械の廃棄の事実の確認を、交付対象者から書面を入手することによって行うことを検討することが必要である。	補
意見 4-3	市の庁舎の一部を姫路市地域農業再生協議会のような市以外の団体の職員の事務スペースとして使用させるといった、行政財産の目的外使用に該当するような状況が生じた場合には、速やかに使用許可を与えるために必要な手続きを行うことが望ましい。	財
意見 4-4	姫路市は姫路市農林漁業まつり実行委員会との間で協定書を作成して、負担金額等について規定し、支出の根拠を明確にしておくことが望ましい。なお、協定書には、負担金額のほか、対象事業の内容、事業の期間、負担金の精算等についても規定しておくことが望ましい。	補
意見 4-5	石倉峯相の里における指定管理業務以外の業務の報告は月例報告の対象ではないので、指定管理業務報告書のフォーマットから項目を削除するか、あるいは、参考情報欄を設けてそこに項目欄を移すなど指定管理業務でないことを明示した記載方法に変更するのが望ましい。	施
意見 4-6	石倉峯相の里において、指定管理者が管理棟研修室の一部を事務所として使用し、公の施設の管理業務以外の業務を行っている可能性がある。実態調査を行い、目的外使用（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項）に当たるかどうか検討する必要がある。	施
意見 4-7	石倉峯相の里は、公の施設及び民間施設の両施設をもって構成されており、「公」と「民」の混在施設を同じ管理者が管理するという複雑な管理形態となっている。これに伴って多くの難題があり、簡単には対処できないので、例えば全体を公の施設にするか、あるいは、逆に全体を民間施設にするなど複雑な管理形態を解消する方法を検討するのが望ましい。	施
意見 4-8	夢さき夢のさと内のそば道場における自主事業であるそば打ち体験は、使用者がそば打ち体験を主催する指定管理者自身という状況に近く、目的外使用とも言えるため、利用実態を踏まえ、使用許可の考え方や方法を再整理・再検討する必要がある。	施
意見 4-9	夢さき夢のさとの「夢やかた」 2 階に設置されている研修室は、利用実績が非常に乏しいこと及び広報が不十分であることから、利用促進策及び広報について改善の検討が望まれる。	施

整理番号	内 容	区分
意見 4-10 意見 4-11	夢さき夢のさとの「夢やかた」1階に設置されている農産物処理加工室は、令和元年度の利用実績が全くなかったこと、ホームページでは、調理室と表記されており名称が違っていること等から、利用促進策及び広報について改善の検討が望まれる(4-10)。利用促進策を進めても利用が見込めない状況であるならば、施設の在り方を検討するべきである(4-11)。	施
意見 4-12	夢さき夢のさとの指定管理者は、キャンプ場を自主事業として運営しているが、調理場・トイレについては、目的外使用許可申請の対象とはなっていない。調理場部分については、キャンプ場利用者の利用を想定した施設として扱い、指定管理者とも協議して、目的外使用許可申請の対象とする方向(併せて、目的外使用料の算定対象に加える方向)で検討することが望まれる。	施
意見 4-13	夢さき夢のさとのキャンプ場エリア内に設置されている大型テントは公有財産(地方自治法第238条)に該当する建築物と言えるが、公有財産台帳には記録されていなかった。公有財産台帳に記録し直すことが望ましい。	施
意見 4-14	夢さき夢のさとの月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」について、1か月分又は1年分の指定管理業務日誌のコピーを月例報告又は事業報告書とするのは、一覧性・概観性を欠いた報告形式であり、報告書の読者の負担も重く、望ましい方法ではない。月次又は年次の報告用フォーマットを用意して報告書を作成させるなどの指導対応が望まれる。	施
意見 4-15	はやしだ交流センターには調理実習室が設けられているが、利用が低調であり、ホームページにおいては、調理実習室に関する案内や説明がなかった。利用促進策及び広報について改善の検討が望まれる。	施
意見 4-16	はやしだ交流センターの物販事業に係る損益計算書に、指定管理業務から生じる収支が含まれていた。利用料金制を採用しているので、指定管理業務に係る収支も自主事業に係る収支も全て指定管理者の収支となるが、業務仕様書によれば、自主事業に係る経費については、指定管理料とは別に経理し、自主事業実施報告書において併せて報告することとされており、改善の検討が必要である。	施
意見 4-17	姫路市市民農園条例施行規則別表で定められている林田チャレンジ農園の栽培講習付き農園(露地区画及びハウス区画)の年間使用料は2区画のセット料金と考えられる。「1区画あたり」という部分について姫路市市民農園条例施行規則別表の規定の文言を姫路市市民農園条例と整合するように再検討する必要がある。	施
意見 4-18	林田チャレンジ農園のチャレンジ農園區画は、本格的な農業体験を可能にし、利用者の中から、今後農業を始める人が出てくることまで期待して市民農園としては異例の大きな規模の面積を貸出している。家族ぐるみでの健康的な余暇活動の普及を図るという姫路市市民農園条例における設置目的からは少し外れる可能性があるため、農業を始めようとする人を支援・応援することを同条例の設置目的に加える(立案の)検討を行うことが望ましい。	施

整理番号	内 容	区分
意見 4-19	仁色ふるさと農園の業務仕様書では、清掃作業報告書の提出に関し、月ごとに清掃作業を業務日誌により整理し、報告すると定められているが、管理日誌（業務日誌のこと）には、清掃作業に関する項目を記載するための専用の欄が設けられていない。例えば月例報告において、作業項目欄を設けてチェックを入れる報告形式を求めるなど、清掃作業報告の改善方法について検討する必要がある。	施
意見 4-20	仁色ふるさと農園の月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」について、1か月分又は1年分の指定管理業務日誌のコピーを月例報告又は事業報告書とするのは、一覧性・概観性を欠いた報告形式であり、報告書の読者の負担も重く、望ましい方法ではない。月次又は年次の報告用フォーマットを用意して報告書を作成させるなどの指導対応が望まれる。	施
意見 4-21	仁色ふるさと農園の業務仕様書では、指定管理者に対し、決算書類（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）の提出を求めているが、令和元年度について提出がなく、業務仕様書に従った報告とは言えない（指定管理業務収支報告書の提出はある）。市は、指定管理者に対して、決算書類を提出するよう指導することが望まれる。	施
意見 4-22	仁色ふるさと農園においては、指定管理者に使用許可や使用料の徴収に関する事務がなく、また、自主事業も行われていない。現状では、民間経営者の創意工夫を発揮できる場面があまりなく、指定管理者制度導入のメリットを享受することが難しい。指定管理者制度を継続する必要があるか再検討するとともに、継続する場合は、例えば自主事業を積極的に行うなど民間経営者の発想を活かせる場を増やす制度設計が望まれる。	施
意見 4-23	南恒屋ふれあい農園の月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」について、1か月分又は1年分の指定管理業務日誌のコピーを月例報告又は事業報告書とするのは、一覧性・概観性を欠いた報告形式であり、報告書の読者の負担も重く、望ましい方法ではない。月次又は年次の報告用フォーマットを用意して報告書を作成させるなどの指導対応が望まれる。	施
意見 4-24	市は、南恒屋ふれあい農園の指定管理者に対して、業務仕様書に従って、自主事業収支を含めた全ての収支を反映した管理組合の収支決算書を作成し、貸借対照表と併せて提出するよう指導することが望ましい。また、管理組合の収支決算書とは別に、自主事業収支を除いて指定管理料収支状況報告書を作成し、提出するよう指導することが望ましい。	施
意見 4-25	南恒屋ふれあい農園におけるプランター農園の使用料については、使用料の金額そのものを姫路市市民農園条例施行規則へ委任している状態とあまり変わらなくなっている。地方自治法第228条第1項では、使用料に関する事項は条例で定めなければならないとされており、その運用に際しては、使用料の金額そのものを規則に委任することは適当ではないとされている。現状のプランター農園の使用料の決定方法については、地方自治法の趣旨に照らすと、望ましい方法とは言えないので、改善の検討が必要である。	施

## (2) 水産漁港課（第5章）

### ア 「結果」

整理番号	内 容	区分
結果 5-1	くるまえび等種苗中間育成事業の業務委託仕様書には、業務日誌の作成に関する条項が定められている。しかし、業務日誌には、欠落している項目があり、業務委託仕様書に合致する形式による業務日誌の作成を委託先に求めるべきである。なお、記載を要求している項目が実情と合致しないのであれば、業務日誌の形式を実施可能なものに改める必要がある。	契
結果 5-2	漁業体感学習事業業務委託の契約事務の過程で作成あるいは入手される執行伺書、見積書、見積内訳書及び業務委託仕様書において、消費税等の表記の方法が区々となっている。契約事務の過程で作成あるいは入手される各種の書類においては、消費税等の表記の方法を統一しておく必要がある。	契
結果 5-3	遊漁センター施設の事務所にあるキャビネットには備品シールらしき貼付跡は認められるが、市の所有とは確定できなかった。備品調査は網羅的に実施する必要がある。	施
結果 5-4 結果 5-5 結果 5-6	遊漁センターの「備品及び消耗品一覧表」に記載されている「アルミ製のはしご」及び「ハンドマイク」は所在が確認できなかった（5-4・5-5）。また、「備品及び消耗品一覧表」に記載されている「木製ベンチ8台」は、釣台で6台しか現物を確認できなかった（5-6）。所管課は、指定管理者に貸与しているすべての備品について、備品シールを貼付する必要がある。また、市の備品を適切に管理するよう指定管理者を指導するとともに、市所有の備品が適切に管理保管されているか定期的に確認する仕組みを構築する必要がある。	施
結果 5-7	遊漁センターにおいて、領収書を書き損じたケースが1件みられたが、書き損じた領収書本証が廃棄されていた。領収書を書き損じた場合は、書損となった領収書にボールペンで×印を記入して再使用できないようにし、領収書綴りに貼付するよう指導する必要がある。	施

### イ 「意見」

整理番号	内 容	区分
意見 5-1	監査実施時点では、姫路市漁業協同組合の令和2年12月期の消費税の申告期限は到来していないが、水産漁港課は、交付要綱の規定に従い、消費税等の確定申告の結果をしかるべき時期に適切にフォローすることが望まれる。	補
意見 5-2	アサリ稚貝養殖実験業務委託の見積書は「業務委託一式」として作成されており、詳細な積算内容を記載した見積内訳書が添付されていない。契約金額の妥当性が検証できないことになりかねないため、必ず見積内訳書を入手することが望ましい。	契
意見 5-3	市は、網干かき祭り実行委員会に負担金を支出しているが、歳出科目の細節は、補助金となっている。同委員会の構成員には姫路市が含まれており、姫路市が構成員となっている同委員会に対して、姫路市が補助金を支給するという状態になっているため、現在	補

整理番号	内 容	区分
	の歳出科目の細節である補助金が適切であるか再度検討する必要がある。	
意見 5-4	姫路市としては、網干かき祭り実行委員会に対する現状の各団体の負担額が適正なものになっているかを再検討し、適正でなければ、各団体に応分の負担を求めることが望ましい。	補
意見 5-5	姫路市としては、負担金（補助金）の交付先である網干かき祭り実行委員会に対し、事業完了時の余剰金は少額であっても残さず、その年度に精算させることを検討する必要がある。	補
意見 5-6	遊漁センターの市の備品に安全対策として救命ボート及びオールが設置されているが、オールが救命ボートのそばになく、別の場所に保管されていた。救命ボートはオールと一緒にあって、初めて安全対策として十分に機能するため、指定管理者に安全対策に十分配慮するように指導をすることが望ましい。	施
意見 5-7	遊漁センターの施設は夜間には無人になるが、多額の釣り入場料を保管する場合があります、盗難等のリスクが高くなるため、安全対策を検討する必要がある。	施
意見 5-8	遊漁センターの指定管理者の公募には最終的に一者のみが応じたが、過去に説明会に参加した団体、指定管理者に応募する可能性のある団体等に対して、応募に当たって問題となる可能性がある点などについてヒアリングを実施するなど、新規応募者の参加を促すような募集手続に改善することが望まれる。	施
意見 5-9	遊漁センターの釣り台金属製の柵の一部が欠落している箇所が散見された。予算上の制約があるにしても、市の施設として開設する以上は、十分な安全対策を講じることは地方公共団体の義務である。現状の同施設の状況が市民の目からみて、安全対策が十分になされた施設といえる状態であるかについて再度検討し、必要な修繕を実施することが望ましい。	施
意見 5-10	所管課は、遊漁センターの施設の修繕必要箇所を適切に把握し、指定管理者と当該情報を共有しつつ、修繕が適時に実施されるように指定管理者を指導する必要がある。当初予算の修繕費金額に実績金額が満たない場合は、予算未消化分の返還を求めるといった仕組みも有用と考えられるので、指定管理者が適時に修繕を実施する仕組みの構築を検討する必要がある。	施
意見 5-11	姫路市立遊漁センター条例では、市が使用する場合を除いては、具体的な減免対象が規定されていないが、他の指定管理者施設では、減免対象を具体的に明記している。来場者の少ない時期には特定の来場者に入場料を減免するなどの施策を検討し、施設のより一層の利用促進を計ることが望まれる。	施

### (3) 農林整備課（第6章）

#### ア 「結果」

整理番号	内 容	区分
結果 6-1	農地等保全管理、農業生産基盤の整備及び農山漁村の生活環境整備に関して、文書管理システムの利用に際し、農林整備課は適切な決裁後処理（施行、公印使用承認等）を行うべきである。	財
結果 6-2	藤ノ木山自然公園の管理業務について、委託契約の方法を一者随意契約とするには、その理由を明確にするべきであり、明確な理由なく一者随意契約によっていることは法規性の観点から問題がある。	契
結果 6-3	牧野自然公園の管理業務について、契約の方法を一者随意契約とするには、その理由を明確にするべきであり、明確な理由なく一者随意契約によっていることは法規性の観点から問題がある。	契
結果 6-4	林業の振興及び森林の保全整備に関して、文書管理システムの利用に際し、農林整備課は適切な決裁後処理（施行、公印使用承認等）を行うべきである。	財

#### イ 「意見」

整理番号	内 容	区分
意見 6-1	農地等保全管理、農業生産基盤の整備及び農山漁村の生活環境整備に関して、定期的に自課で起案した文書の状態をシステムで検索し、決裁後処理が適切に行われているかどうかを確認することが望ましい。	財
意見 6-2	農村地域防災減災事業及び農業基盤施設災害復旧事業に係る工事において、契約金額や工期の変更といった工事契約の変更が常態化しているような事態は、契約機会の公平性、経済性を確保する競争入札の意義が失われる可能性があるため、好ましいことではない。工事の設計時に事前の調査や近隣住民等へのヒアリングを十分に実施し、必要な工事内容を当初の設計に網羅的かつ正確に反映させ、契約変更の件数を減らすように努力することが望まれる。	契
意見 6-3	おおむね1千万円未満の工事は、契約の方法を指名競争入札とすることができるが、契約の変更により設計金額（税込）が1千万円以上となっているものがみられた。工事の発注段階において一般競争入札を避ける意図があるのではないかとの誤解を生むおそれがあるため、今後は、そのような誤解が生じることを避けるためにも、当初の設計時に事前の調査や近隣住民等へのヒアリングを十分に実施し、可能な限り契約変更が生じないようにすることが望ましい。	契
意見 6-4	市単独土地改良事業補助金の対象事業の業者選定については、所管課において運用方針を定めているが、これを課の内部規程から要綱に格上げするなど、規程の整理を行うことを検討することが望ましい。	補
意見 6-5	姫路市が市単独土地改良事業補助金の事業主体に補助金交付申請書の添付書類として工事業者の推薦依頼書の提出を求めるのであれば、市単独土地改良事業補助金補助金交付	補



整理番号	内 容	区分
	規則第7条第6号の「その他市長が必要と認める書類」であるとする定めを要綱等に置くことが望ましい。	
意見 6-6	藤ノ木山自然公園の土地使用貸借契約書中にある、姫路市と土地の貸主との間で地上物件の通常管理の委託契約を締結する旨の規定は、できるだけ早い時期に見直すことが望ましい。	契
意見 6-7	藤ノ木山自然公園の地上物件の通常管理業務の内容は、他の事業者でも実施可能なものである。土地所有者に委託する現行の場合と、他の事業者に委託する場合とについて、経済性や業務の有効性を比較し、ゼロベースで検討することが望まれる。	契
意見 6-8	牧野自然公園の土地使用貸借契約書中にある、姫路市と土地の貸主との間で地上物件の通常管理の委託契約を締結する旨の規定は、できるだけ早い時期に見直すことが望ましい。	契
意見 6-9	牧野自然公園の地上物件の通常管理業務の内容は、他の事業者でも実施可能なものである。土地所有者に委託する現行の場合と、他の事業者に委託する場合とについて、経済性や業務の有効性を比較し、ゼロベースで検討することが望まれる。	契
意見 6-10	林業の振興及び森林の保全整備に関して、定期的に自課で起案した文書の状態をシステムで検索し、決裁後処理が適切に行われているかどうかを確認することが望ましい。	財
意見 6-11	今後、農林整備課が市有林に対する方針を検討するにあたっては、市有林が地域全体の森林の施業と経済効果、さらに森林の保全と利用の具体策の核となることが可能であるという点を考慮することが望ましい。	財
意見 6-12	補助金交付に係る要綱や要領を改正する際には、制定時の決裁書や過去の改正に係る決裁書について、文書管理システム上、施行等の決裁後処理が適正に行われているか否かを確認のうえ、決裁後の処理が適正に行われていなければ、これに対する対応を済ませたうえで、改正の事務処理を進めることが望ましい。	補
意見 6-13	条件不利地間伐推進事業実施地の管理に関する誓約書については、現在、補助対象事業者が土地所有者ではない場合には、土地所有者が作成して補助対象事業者に提出し、それを受けて補助対象事業者が市長に提出するという運用を行なっているが、条件不利地間伐推進事業実施要領の規定を現在の実際の運用に合った内容となるように改正することが望ましい。	補
意見 6-14	森林・林業体験フェアの開催にあたって実行委員会方式を続けるのであれば、姫路市としては、姫路市のみが負担金を支出していることや、現在の負担金の額が、イベント開催の意義や実行委員会のあり方から考えて適正なものになっているかどうかについて再検討し、適正でないと判断されれば、姫路市以外の団体にも応分の負担金の支出を求めていくことが望ましい。また、負担金の繰越金の額が多額にならないよう、繰越金の利用額を含めて予算を検討し、負担金の支出額を算定することが望ましい。	補
意見 6-15	農林整備課としては、森林・林業体験フェア実行委員会の姫路市以外の構成団体も事務局機能を担うことが可能となるように、姫路市以外の構成団体に適切な支援を行うことを検討することが望ましい。	補

整理番号	内 容	区分
意見 6-16	現在姫路市が森林・林業体験フェア実行委員会に対して負担しているマンパワーが、イベント開催の意義や実行委員会のあり方から考えて適正なものになっているかどうかについて再検討し、適正でない判断されれば、姫路市以外の構成団体にも応分のマンパワーの負担を求めていくことが望ましい。	補
意見 6-17	農林整備課の所管する工事の設計・施工管理を他の所属に依頼することになった場合、その理由や、依頼に至るまでの協議の過程についても書面として残しておく、しかるべき権限者の決裁を得ておくことが望ましい。	契
意見 6-18	農林整備課の所管する工事の設計・施工管理を北部農林事務所に依頼した事例は、実質的には依頼先の事業となってしまったとも考えられるため、依頼先の所属の業務量に関する余裕と、依頼元と依頼先との間での協議や調整の煩雑さを十分に比較考量したうえで、対象事業に関する予算を依頼先に再配当して事業を依頼先の所管とすることについても検討してみることが望ましい。	契
意見 6-19	林業の振興及び森林の保全整備に関する工事について、契約変更が常態化し、当たり前になってしまうと、競争入札の意義が失われてしまうおそれがある。設計時における事前の調査や、関係団体、地権者等へのヒアリングを十分に実施し、必要な工事内容を当初の設計に網羅的かつ正確に反映させ、結果として契約の変更、特に契約金額の増加や工期の延期を伴うものを減らすよう努力することが望まれる。	契
意見 6-20	契約の方法を一者随意契約とする場合には、相手方から徴収する見積書は積算内訳も記載された様式のものとするか、あるいは相手方から徴収する見積書に見積金額のみが記載されているときには、相手方に見積金額の内訳書も添付してもらうようにし、農林整備課において見積金額が適切に積算されているものであるかどうかを検証することが望ましい。	契
意見 6-21	鳥獣害防止総合対策関係の補助金の中には、令和元年度の交付分について、結果として市交付要綱に規定がないまま交付されていたと評価される可能性のある状態になってしまったものがあつた。今後においては、市交付要綱の改正の可否の判断については、適時になされることが望まれる。	補
意見 6-22	狩猟体験会開催支援補助金の交付事務は、実質的には農林整備課が所管していると考えられるので、今後においては予算を北部農林事務所に再配当せず、農林整備課の予算として執行することも検討することが望ましい。	補
意見 6-23	鳥獣被害防止対策に関して、事務事業の実施の方法が変更された場合や、また、新規の事務事業を実施することになった場合には、予算配当や実施の計画の段階で、農林整備課と北部農林事務所のどちらの主管とするかについて、事務事業の内容や各所属のマンパワーを考慮したうえでの十分な協議が必要である。	補
意見 6-24	農林整備課内において、姫路市が交付する各種補助金に係る事務の執行と、姫路市鳥獣害防止対策協議会の事務局としての事務の執行を明確に区分したうえで、同じ担当者が両方に関わることがないようにし、上席者によるチェックを徹底するなど、姫路市の補助金の執行における事務処理上のリスクを低減する方策を検討することが望ましい。	補

#### (4) 北部農林事務所（第7章）

##### ア 「結果」

整理番号	内 容	区分
結果 7-1	「条件不利地間伐推進事業実施地の管理に関する誓約書」が提出されていない例が見られたので、必ず提出させるべきである。また日付欄が空欄のものが見受けられたが、提出の際、日付を記載するよう、提出者に指導するべきである。	補
結果 7-2	本来は有償で貸付けることになる市の備品を無償で貸付ける場合には、その旨について書面により適切な権限者の決裁を得るべきである。	財

##### イ 「意見」

整理番号	内 容	区分
意見 7-1	平成 27 年度から令和元年度までの間に業務委託により作成された地籍図等について、閲覧期間が経過した後、認証請求を行うまでの期間が 1 年を超えたケースが複数発生している。閲覧期間が経過した後、認証請求を行うまでの期間を短縮するよう、最大限努力することが望まれる。	契
意見 7-2	森林病虫害被害木景観伐倒処理の外部委託において、適正な積算に基づく設計書の金額の一部を控除して予定価格の設定が行われていた（歩切り）。適正な予定価格の設定に向けた見直しを行うことが望ましい。	契
意見 7-3	「鳥獣被害防止対策依頼書」には、姫路市の備品の貸付けにあたっては無償であることを記載することが望ましい。	財
意見 7-4	通常の起案・決裁のルートとは異なるルートにより事務処理が行われている場合、そのルートや、ルートが通常と異なっている理由を書面により明らかにしておくことが望まれる。	財
意見 7-5	現状のように、鳥獣被害の防止に関する事務事業を執行する組織が農林整備課（鳥獣対策室）と北部農林事務所に分かれていることが鳥獣被害の防止に関する事務事業の執行にとって最適なものかどうかについては、農林水産部全体の課題として検討してみることが望まれる。	財
意見 7-6	竹取の郷の来園者に記帳してもらっている「使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿」は、使用許可申請書や使用許可書ではないため、来園者名簿の目的に合ったフォーマットに変えることが望ましい。	施
意見 7-7	公有財産台帳には、竹取の郷について、工作物等、不動産の従物に関する記録が見当たらない。竹取の郷の東屋 1、東屋 2 及び駐車場等の舗装について、公有財産に該当するものがないか調べ直し、公有財産台帳に載せるべきかを検討する必要がある。	施
意見 7-8	竹取の郷については、指定管理者に地域住民等で組織された団体が選任されているが、使用許可に関する事務がほとんどなく、使用料徴収も不要で、さらに自主事業も行われていないという現状では、指定管理者制度導入のメリットを享受することが難しい。指定管理者制度を継続するか再検討する必要がある。	施

整理番号	内 容	区分
意見 7-9	竹取の郷の指定管理者の財務状況を把握するためには、収支計算書の入手及び資産状況の把握だけでなく、負債状況の把握も望まれる。	施
意見 7-10	荒木の郷の来園者に記帳してもらっている「使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿」は、使用許可申請書や使用許可書ではないため、来園者名簿の目的に合ったフォーマットに変えることが望ましい。	施
意見 7-11	公有財産台帳には、荒木の郷について、工作物等、不動産の従物に関する記録が見当たらない。荒木の郷の東屋1、東屋2、東屋3、ローラー滑り台及び駐車場等の舗装について、公有財産に該当するものがないか調べ直し、公有財産台帳に載せるべきかを検討する必要がある。	施
意見 7-12	荒木の郷については、指定管理者に地域住民等で組織された団体が選任されているが、使用許可に関する事務がほとんどなく、使用料徴収も不要で、さらに自主事業も行われていないという現状では、指定管理者制度導入のメリットを享受することが難しい。指定管理者制度を継続するか再検討する必要がある。	施
意見 7-13	荒木の郷の指定管理者の財務状況を把握するためには、収支計算書の入手及び資産状況の把握だけでなく、負債状況の把握も望まれる。	施
意見 7-14	北部農林事務所が所管する「北部農山村地域活性化構想」及び「北部農山村地域活性化基本計画」は、姫路市のホームページでは農業委員会のページに登載されているが、所管部署である北部農林事務所のページに登載することが望ましい。	財
意見 7-15	北部農林事務所が執行する予算は、農林総務課及び農林整備課から北部農林事務所に再配当されたうえで、同事務所において執行されているが、農林水産部としては、北部農林事務所の予算の執行のプロセスについて、メリットとデメリットを比較衡量し、長期的な課題として検討していくことが望まれる。	財
意見 7-16	北部農林事務所の分掌事務については、農林水産部の中で考え方が統一されていない。このことは、農林整備課と北部農林事務所との間での事務事業の分担についての考え方にも影響を与える可能性があるため、農林水産部の中で考え方を統一しておくことが望ましい。	財

(5) 農業振興センター（第8章）

ア 「結果」

該当なし

イ 「意見」

整理番号	内 容	区分
意見 8-1	農業振興センターにおいて、備品シールの貼付漏れが1件（実査実施中に対応済）、備品台帳の設置場所の記載誤りが1件あった。また、長期間にわたって使用していない備品や、今後明らかに利用する見込みのない備品については、速やかに廃棄や譲渡等の処理をすることが望ましい。	財
意見 8-2	農業振興センターの薬品庫管理簿には、月中の入出庫状況だけでなく、前月末・当月末残欄も設けて、常に月末現在の在庫を把握できるような様式により作成し、在庫管理を行うことが望ましい。	財
意見 8-3	農業振興センターにおいて行政財産の目的外使用許可を行っている自動販売機の設置手数料については、令和元年10月1日の消費税率引き上げにより、10月1日以降は、行政財産使用許可書に記載のとおり、引き上げ後の税率10%を適用して請求することができたと考えられるが、引き上げ前と同額で請求している。令和元年10月1日以降については、税率を10%として計算することができるので、使用料の増額を検討することが望ましい。	財
意見 8-4	農業振興センターには太陽光発電装置が設置されており、売電を行っているが、近い将来に買取価格が低下することを見据えて、故障による修繕や通常のメンテナンスについては、費用対効果を考慮したうえで実施を検討することが望ましい。	財
意見 8-5	農業振興センターの予算で購入した物品を農政総務課が所管する林田チャレンジ農園に貸与しているが、その必要性や返却期限等を記載した書面を確認できなかった。当該貸与については、実質的には歳出予算の項間の流用であるという疑念を抱かれる可能性もないとはいえないので、貸与であることを明確にするため、貸与の必要性や返却期限等を記載した書面を作成し、所長の決裁を受けておくことが望ましい。	財

## (6) 農業委員会（第9章）

### ア 「結果」

整理番号	内 容	区分
結果 9-1	農業委員会は行政委員会であるため、本来は市長が有する予算の執行等についての権限を有していないが、農業委員会事務局長の専決事項の中には、明らかに予算の執行を伴うものがある。したがって、市長は、農業委員会の予算の執行について、農業委員会と協議して農業委員会等に委任し又は補助執行させていることになるが、協議の事実を文書などによって確認することができなかった。市長がその権限に属する事務について、農業委員会等に委任し又は補助執行させる場合、姫路市（市長及び農業委員会）は協議内容について、協議書などを作成して文書化するべきである。	財
結果 9-2	農業委員について、令和元年8月から令和2年8月まで、1人の欠員が生じていたが、農業委員会内部での協議により、農業委員会の業務に支障が生ずる恐れがあると認められないと判断して、欠員の補充がなされなかった。この判断は本来市長がするべきものであるが、当該判断について農業委員会等に委任されているかどうかは文書により確認できず不明である。市長がどのような事務を農業委員会等に委任しているのかを協議書等の市長と農業委員会との協議内容を示す文書により明確にしたうえで、適切な権限者が農業委員会の業務に支障が生ずる恐れがあると認めるかどうかについての判断を行うべきである。	財

### イ 「意見」

整理番号	内 容	区分
意見 9-1	農業委員会事務局長の「専決」について、地方自治法上、市長と農業委員会は別箇の執行機関であることから、誰の補助機関として行うものかを明らかにしておくことが望ましい。	財
意見 9-2	農業委員会の会議（総会）の傍聴を希望する人に対して、傍聴の手続きや個人情報の保護に関する事項等を含め、どのように対応するのかについてあらかじめ書面により定めておくとともに、一般に周知することが望ましい。	財
意見 9-3	現在の姫路市の運用では、農地の賃貸人又は借借人のいずれか（または双方）が死亡している場合に農業委員会に提出する合意解約の通知書には、相続人代表者1名が署名押印し、代表者の印鑑証明書を添付して提出すれば足りることになっている。荒廃農地が増えるなどのリスクと、農地台帳と実体法上の矛盾に伴うリスクを比較衡量し、今後の望ましい運用について検討する余地があると思われる。	財
意見 9-4	固定資産税課税台帳に登載され農地として固定資産税が課税されているが農地台帳には登載されていない農地を減らすため、固定資産課税台帳と農地台帳の記載事項を照合して農地台帳に登載されていない農地を洗い出し、農地台帳への登載を進めていくことが望ましい。	財